



栃木県公報

令和4(2022)年
11月21日(月)
号 外
第 62 号

目 次

規 則

○特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部改正..... 1

規 則

栃木県規則第40号

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年11月21日

栃木県知事 福田 富一

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成10年栃木県規則第69号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設立の認証申請書等)</p> <p>第2条 略</p> <p><u>2・3</u> 略</p> <p><u>4</u> <u>第2項各号</u>に掲げる書面は、申請の日前6月以内に作成されたものとする。</p> <p>(認証申請書等の補正)</p> <p>第4条 法第10条第4項の規定による補正は、別記様式第2号により行うものとする。</p> <p>(設立の登記の届出書)</p> <p>第5条</p> <p><u>①</u> <u>法第13条第2項</u>の規定による<u> </u>届出は、別記様式第3号により行うものとする。</p> <p>(役員の変更等の届出)</p> <p>第6条</p> <p><u>①</u> <u>法第23条第1項</u>の規定による<u> </u>届出は、別記様式第4号により行うものとする。</p>	<p>(設立の認証申請書等)</p> <p>第2条 略</p> <p><u>2</u> <u>法第10条第1項</u>の規定により申請書に添付して知事に提出する書類のうち、<u>同項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号</u>に掲げるものの部数は、<u>正副2部</u>とする。</p> <p><u>3・4</u> 略</p> <p><u>5</u> <u>第3項各号</u>に掲げる書面は、申請の日前6月以内に作成されたものとする。</p> <p>(認証申請書等の補正)</p> <p>第4条 法第10条第4項の規定による補正は、別記様式第2号により行うものとする。<u>この場合において、当該補正が同条第1項の申請書に添付された同項第1号、第2号イ、第5号、第7号又は第8号</u>に掲げる書類に係るものであるときは、<u>知事に提出する当該書類の部数は、正副2部</u>とする。</p> <p>(設立の登記の届出書)</p> <p>第5条 <u>法第13条第2項</u>の規定により知事に届け出る書類の部数は、<u>正副2部</u>とする。</p> <p><u>2</u> <u>前項</u>の規定による<u>書類</u>の届出は、別記様式第3号により行うものとする。</p> <p>(役員の変更等の届出)</p> <p>第6条 <u>法第23条第1項</u>の規定により知事に届け出る書類の部数は、<u>正副2部</u>とする。</p> <p><u>2</u> <u>前項</u>の規定による<u>書類</u>の届出は、別記様式第4号により行うものとする。</p>

2 法第23条第2項の規定の適用を受ける場合における第2条第4項の規定の適用については、同項中「申請の日」とあるのは、「届出の日」とする。

(定款の変更の認証申請書等)

第7条 略

2 第4条の規定は、法第25条第5項において準用する法第10条第4項の補正について準用する。

(定款の変更の届出)

第8条

① 法第25条第6項の規定による____届出は、別記様式第6号により行うものとする。

(定款の変更に係る登記の完了を証する書面の提出)

第9条

① 法第25条第7項の規定による書類の提出は、別記様式第7号により行うものとする。

(事業報告書等の提出)

第10条

① 法第29条の規定による書類の提出は、別記様式第8号により行うものとする。

(合併の認証申請書等)

第17条 略

2 第2条第2項から第4項までの規定は法第34条第5項において準用する法第10条第1項の規定により申請書に添付して知事に提出する書類につい

3 法第23条第2項の規定の適用を受ける場合における第2条第5項の規定の適用については、同項中「申請の日」とあるのは、「届出の日」とする。

(定款の変更の認証申請書等)

第7条 略

2 法第25条第4項の規定により申請書に添付して知事に提出する書類のうち、変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書の部数は、正副2部とする。

3 法第26条第2項の規定により申請書に添付して知事に提出する書類のうち、変更後の定款及び法第10条第1項第2号イに掲げる書類の部数は、正副2部とする。

4 第4条の規定は、法第25条第5項において準用する法第10条第4項の補正について準用する。この場合において、第4条後段中「同条第1項の申請書に添付された同項第1号、第2号イ、第5号、第7号又は第8号に掲げる書類」とあるのは、「法第25条第4項の申請書に添付された変更後の定款又は当該定款の変更の日の属する事業年度若しくは翌事業年度の事業計画書若しくは活動予算書」とする。

(定款の変更の届出)

第8条 法第25条第6項の規定により知事に届け出る書類のうち変更後の定款の部数は、正副2部とする。

2 前項____の規定による書類の届出は、別記様式第6号により行うものとする。

(定款の変更に係る登記の完了を証する書面の提出)

第9条 法第25条第7項の規定により知事に提出する書類の部数は、正副2部とする。

2 前項____の規定による書類の提出は、別記様式第7号により行うものとする。

(事業報告書等の提出)

第10条 法第29条の規定により知事に提出する書類の部数は、正副2部とする。

2 前項____の規定による書類の提出は、別記様式第8号により行うものとする。

(合併の認証申請書等)

第17条 略

2 第2条第2項から第5項までの規定は法第34条第5項において準用する法第10条第1項の規定により申請書に添付して知事に提出する書類につい

て、第4条の規定は法第34条第5項において準用する法第10条第4項の補正について、それぞれ準用する。

(合併の登記の届出)

第19条

① 法第39条第2項において準用する法第13条第2項の規定による 届出は、別記様式第16号により行うものとする。

(役員報酬規程等の提出)

第26条

① 法第55条第1項の規定による書類の提出は、別記様式第22号により行うものとする。

(助成金支給書類の提出)

第27条

① 法第55条第2項の規定による書類の提出は、別記様式第23号により行うものとする。

第30条 略

(認定特定非営利活動法人に関する規定の準用)

第31条 第24条から第29条までの規定は、特例認定特定非営利活動法人について準用する。

(届出等に係る電子情報処理組織)

第32条 条例第16条第1項又は第17条第1項の規則で定める電子情報処理組織は、知事の使用に係る電子計算機と、提出、添付又は届出(以下「届出等」という。)をする者の使用に係る電子計算機であって当該知事の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による届出等)

第33条 条例第16条第1項又は第17条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により届出等を行おうとする者は、知事の指定する電子計

て、第4条の規定は法第34条第5項において準用する法第10条第4項の補正について、それぞれ準用する。

(合併の登記の届出)

第19条 法第39条第2項において準用する法第13条第2項の規定により知事に届け出る書類の部数は、正副2部とする。

2 前項

の規定による書類の届出は、別記様式第16号により行うものとする。

(役員報酬規程等の提出)

第26条 法第55条第1項の規定により知事に提出する書類の部数は、正副2部とする。

2 前項 の規定による書類の提出は、別記様式第22号により行うものとする。

(助成金支給書類の提出)

第27条 法第55条第2項の規定により知事に提出する書類の部数は、正副2部とする。

2 前項 の規定による書類の提出は、別記様式第23号により行うものとする。

(役員の変更の届出書等の提出に係る特例)

第30条 県内及び県外に事務所を設置する認定特定非営利活動法人についての第6条、第8条及び第9条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「知事及び所轄庁以外の関係知事」とする。

第31条 略

(認定特定非営利活動法人に関する規定の準用)

第32条 第24条から第30条までの規定は、特例認定特定非営利活動法人について準用する。

算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該届出等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、当該届出等をする者の使用に係る電子計算機であって知事が定める技術的基準に適合するものから入力して行わなければならない。

2 知事が定める届出等を前項の規定により行おうとする者は、当該届出等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載すべき事項を併せて入力しなければならない。

(通知等に係る電子情報処理組織)

第34条 条例第17条第2項の規則で定める電子情報処理組織は、知事の使用に係る電子計算機と、通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって当該知事の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による通知等)

第35条 知事は、条例第17条第2項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により通知等を行う場合には、当該通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

(通知等を受ける旨の表示の方式)

第36条 条例第17条第2項ただし書の規則で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

- (1) 第34条の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力
- (2) 電子情報処理組織を使用する方法により通知等を受けることを希望する旨の知事が定めるところによる届出

(電磁的記録による閲覧等)

第37条 知事は、条例第16条第4項又は第17条第3項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により閲覧又は縦覧(以下「閲覧等」という。)を行う場合には、当該事項をインターネットを利用する方法、当該閲覧等を行う事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により閲覧等を行うものとする。

(電磁的記録による保存の方法)

第38条 特定非営利活動法人は、条例第18条第1項の規定により、書面の保存に代えて当該書面に係

(電磁的記録による保存の方法)

第33条 特定非営利活動法人は、条例第16条第1項の規定により、書面の保存に代えて当該書面に係

る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の保存を行う場合には、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

(1)・(2) 略

2 略

(電磁的記録による作成の方法)

第39条 特定非営利活動法人は、条例第18条第2項の規定により、書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合には、特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により作成を行わなければならない。

(電磁的記録による縦覧等の方法)

第40条 特定非営利活動法人は、条例第18条第3項の規定により、書面の縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行う場合には、当該事項を特定非営利活動法人の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類により行わなければならない。

る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の保存を行う場合には、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

(1)・(2) 略

2 略

(電磁的記録による作成の方法)

第34条 特定非営利活動法人は、条例第16条第2項の規定により、書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合には、特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により作成を行わなければならない。

(電磁的記録による縦覧等の方法)

第35条 特定非営利活動法人は、条例第16条第3項の規定により、書面の縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行う場合には、当該事項を特定非営利活動法人の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類により行わなければならない。

附 則

この規則は、令和4年12月1日から施行する。

(県民文化課)